

第1回 中学校における  
これからの部活動の在り方を考える有識者会議

令和7年11月11日(火)  
午後1時から午後3時まで

- 1 東京都教育委員会挨拶
- 2 趣旨説明
- 3 委員紹介
- 4 概要説明
  - (1) 国の動向について
  - (2) 東京都の現状と取組
- 5 協議
- 6 連絡

# ① 東京都教育委員会挨拶

2 趣旨説明

3 委員紹介

4 概要説明

(1) 国の動向について

(2) 東京都の現状と取組

5 協議

6 連絡

1 東京都教育委員会挨拶

## ② 趣旨説明

3 委員紹介

4 概要説明

(1) 国の動向について

(2) 東京都の現状と取組

5 協議

6 連絡

### (設置)

第1 東京都に次の事項を目的とし、「中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

都内公立中学校における部活動の現状と課題を踏まえ、都内公立中学校の部活動の地域移行等の進め方について検討する。

### (所掌事項)

第2 有識者会議は、次に掲げる事項について具体的に検討を行うものとする。

- (1) 子供たちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させるための、今後の具体的な方策等
- (2) その他必要な事項

### (構成)

第3 有識者会議は、委員により構成する。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 事務局長は、会議を招集し、主宰する。
- 4 委員は、年度ごとに、有識者、学校教育、スポーツ振興及び文化振興行政関係者及び保護者、その他必要な者から事務局長が委嘱する。

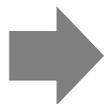
## 部活動の新しい形 ※まずは休日から実施

### 地域連携

学校で運営・実施



地域の  
専門的な指導者



### 学校部活動

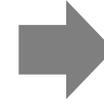


### 地域移行

地域の多様な団体で運営・実施



区市町村、クラブ、  
企業、大学、教室等  
連携



### 地域クラブ活動



学校教育の一環として、学校の責任下で行われる活動を指しており、部活動指導員や外部指導者といった地域の方々に参画いただいたり、複数の学校で合同練習を行い、子供の活動の機会を確保すること

社会教育の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるもので、学校ではなく、地域の様々な団体が運営団体・実施主体として、子供の活動の機会を確保すること

### 地域全体で連携して行う取組に関する名称の整理

現行	見直し
<b>「地域移行」</b> 学校部活動から地域クラブ活動への転換	<b>「地域展開」</b> 学校部活動から地域クラブ活動への転換
<b>「地域連携」</b> 学校部活動における部活動指導員等の配置や合同部活動等※の実施	<b>「地域連携」</b> 変更なし

※ 複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する拠点校部活動を含む。

「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「**地域展開等**」

1 東京都教育委員会挨拶

2 趣旨説明

**3 委員紹介**

4 概要説明

(1) 国の動向について

(2) 東京都の現状と取組

5 協議

6 連絡

# 3 委員紹介

区分	所属	氏名(敬称略)
有識者 (社会学)	立教大学 スポーツウエルネス学部 教授	まつお てつや 松尾 哲矢
有識者 (教育学)	日本体育大学 スポーツマネジメント学部 教授	さとう ひろし 佐藤 浩
有識者 (教育学)	東京都吹奏楽連盟 理事長	さいとう あつこ 齊藤 厚子
校長会	東京都中学校長会 副会長	なりきよ としはる 成清 敏治
校長会	東京都立特別支援学校長会 理事	いのうえ かずひと 井上 一仁
体育連盟	東京都中学校体育連盟 会長	おがわ たかひろ 小川 高弘
文化連盟	東京都中学校文化連盟 会長	やなぎ かんこ 柳 歓子
区市町村 教育委員会	特別区指導室課長会 代表	やまぎし けん 山岸 健
区市町村 教育委員会	東京都市管理指導室課長会 代表	おおやま さとし 大山 聡
保護者	東京都公立中学校PTA協議会 理事	えづれ よしと 江連 嘉人

1 東京都教育委員会挨拶

2 趣旨説明

3 委員紹介

## **4** 概要説明

### **①** 国の動向について

(2) 東京都の現状と取組

5 協議

6 連絡

# 4 概要説明

## (1) 国の動向

- ① 中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領解説の一部改訂
- ② スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③ 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」骨子のポイント
- ④ 新たなガイドラインの趣旨・全体構成

## 4 概要説明 (1) 国の動向

- ◆ 平成30年3月  
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
- ◆ 平成30年12月  
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
- ◆ 令和2年9月  
「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」通知
- ◆ 令和4年12月  
「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
- ◆ 令和6年8月  
地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 4回開催  
→ 地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ 6回開催  
→ 地域文化芸術活動ワーキンググループ 6回開催
- ◆ 令和6年12月  
中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領解の一部改訂
- ◆ 令和7年5月  
地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 最終とりまとめ
- ◆ 令和7年9月  
スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行
- ◆ 令和7年6月～  
部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議
- ◆ **令和7年12月上旬**  
**新たなガイドライン 策定予定**

## 4 概要説明 (1) 国の動向

- ① 中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領解説の一部改訂  
(令和6年12月 文部科学省)

### 部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しについて (概要)

#### (1) 学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設【総則編】 ※中学校・特別支援学校 (中学部)

現行の部活動ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け (学校外の活動) や教育的意義等を明確化した上で、以下の内容を記載

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図る
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知

#### (2) 部活動の現状の位置付けの明確化【総則編】 ※中学校・高等学校・特別支援学校 (中学部・高等部)

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの

#### (3) 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮【保健体育編】 ※中学校・高等学校

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等とするなどの工夫を実施
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮

## 4 概要説明 (1) 国の動向

- ② スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年9月）

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

### 第17条の2

地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

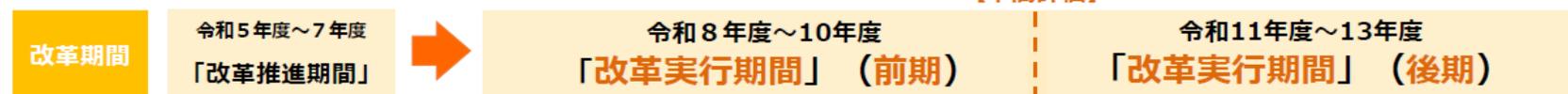
2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

# 4 概要説明 (1) 国の動向

## ③ 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」骨子のポイント (令和7年10月 スポーツ庁・文化庁)

改革の理念等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 急激な少子化が進む中でも、<b>将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実</b></li> <li>● 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、<b>全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備</b></li> <li>● 地域クラブ活動においては、<b>学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出</b></li> </ul>
--------	---

【中間評価】



取組方針	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #FF8C69;">休日</td> <td> <b>改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す</b>            ※現時点で着手していない地方公共団体においても、<b>前期の間に確実に休日の地域展開等に着手</b>            (中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)         </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FF8C69;">平日</td> <td> <b>各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進</b> (まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証)         </td> </tr> </table>	休日	<b>改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す</b> ※現時点で着手していない地方公共団体においても、 <b>前期の間に確実に休日の地域展開等に着手</b> (中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)	平日	<b>各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進</b> (まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証)
休日	<b>改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す</b> ※現時点で着手していない地方公共団体においても、 <b>前期の間に確実に休日の地域展開等に着手</b> (中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)				
平日	<b>各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進</b> (まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証)				

※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

認定制度	<p>競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等のため、<b>国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み</b>を構築</p> <p><b>【呼称】</b>「認定地域クラブ活動」 <b>【想定される認定の効果】</b> 公的支援(財政支援、学校施設の優先利用等)、大会・コンクールへの円滑な参加等</p> <p><b>【主な要件】</b> 活動時間(平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内) / 休養日(週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか) / 低廉な参加費 / 指導体制(日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等) / 安全確保 / 学校等との連携</p>
------	---

地域展開の円滑な推進に当たったの対応	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #FF8C69;">推進体制</td> <td>           国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 民間企業・大学・関係団体等との連携等         </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FF8C69;">各種課題への対応</td> <td>           ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理         </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #FF8C69;">ニーズ反映・参加促進等</td> <td>           生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等(体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等) / 生徒のクラブ運営等への参画(生徒同士の話し合いなど)         </td> </tr> </table>	推進体制	国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 民間企業・大学・関係団体等との連携等	各種課題への対応	①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理	ニーズ反映・参加促進等	生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等(体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等) / 生徒のクラブ運営等への参画(生徒同士の話し合いなど)
推進体制	国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 民間企業・大学・関係団体等との連携等						
各種課題への対応	①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理						
ニーズ反映・参加促進等	生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等(体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等) / 生徒のクラブ運営等への参画(生徒同士の話し合いなど)						

部活動の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な運営のための体制整備(部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等)</li> <li>● 適切な指導・安全安心の確保(暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等)</li> <li>● 適切な活動時間・休養日の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備</li> </ul>
---------	---

大会等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生徒の参加機会確保(地域クラブ活動等の参加促進等) ● 大会への引率や運営に係る体制整備(教師以外の関係者の参画促進等)</li> <li>● 生徒の安全確保(熱中症対策等) ● 大会等の在り方の見直し(多様なニーズを踏まえた大会の開催等)</li> </ul>
---------	--

関連制度	希望する教師の兼職兼業の円滑化(中学校教師だけでなく小学校教師(体育専科等)や高校・特別支援学校の教師等を含む)、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど
------	--

# 4 概要説明 (1) 国の動向

## ④ 新たなガイドラインの趣旨・全体構成 (令和7年10月 スポーツ庁・文化庁)

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

### I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念 ※地域クラブ活動の在り方はIIで記載
- 2 取組の種類・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
  - (1) 基本的方針
  - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
  - (3) 留意事項

### II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度
  - (1) 趣旨
  - (2) 想定される認定の効果
  - (3) 認定制度の概要（要件・手続等） ※詳細は別冊
  - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

### III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
  - (1) 地方公共団体における体制整備
  - (2) 国・都道府県・市区町村・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
  - (3) 生徒が所属する中学校等との連携
  - (4) 民間企業・大学・関係団体との連携
- 2 各種課題への対応
  - (1) 運営団体・実施主体の整備等
  - (2) 指導者の確保・育成
  - (3) 活動場所の確保
  - (4) 活動場所への移動手段の確保
  - (5) 生徒の安全安心確保
  - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

### IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
  - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
  - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導・安全安心の確保
- 3 適切な活動時間・休養日の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

### V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
  - (1) 大会等への参加の引率
  - (2) 大会運営への従事
- 3 生徒の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

### VI 関連する制度の在り方

- 1 教師の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

### 別冊資料

地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む）など

1 東京都教育委員会挨拶

2 趣旨説明

3 委員紹介

## **4** 概要説明

(1) 国の動向について

## **2** 東京都の現状と取組

5 協議

6 連絡

# 4 概要説明

## (2) 東京都の現状と取組

### 【都の現状】

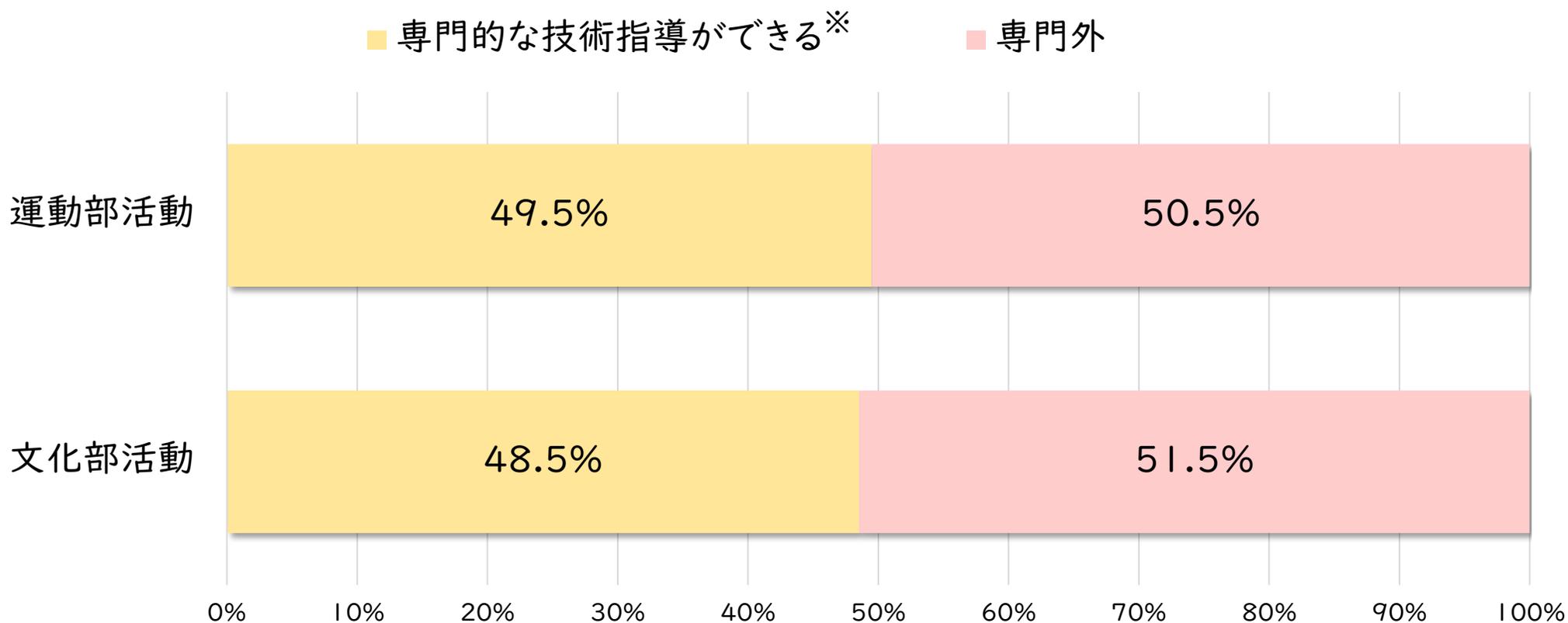
- ① 顧問教員の専門性
- ② 教員の部活動の指導や運営への意向
- ③ 教員の部活動の指導や運営の負担感

### 【都の取組】

- ④ 外部人材の活用：部活動指導員と外部指導者について
- ⑤ 部活動の地域展開等に関する事業
- ⑥ 地域展開に係る都単補助事業
- ⑦ 大学等との連携
- ⑧ 部活動改革に関する動画

## 4 概要説明 (2) 東京都の現状と取組

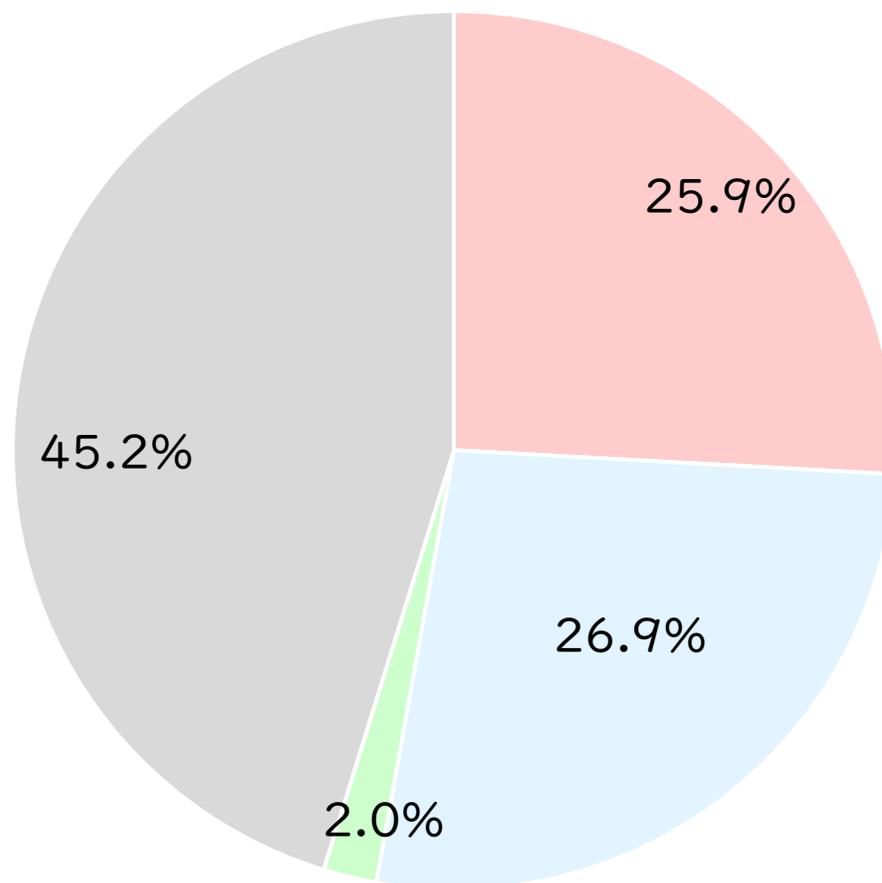
### ① 顧問教員の専門性



※ 「専門的な技術指導ができる」とは、指導資格や競技経験を有している、資格は無いが専門的な指導ができる、などの状況を示します。

## ② 教員の部活動の指導や運営への意向

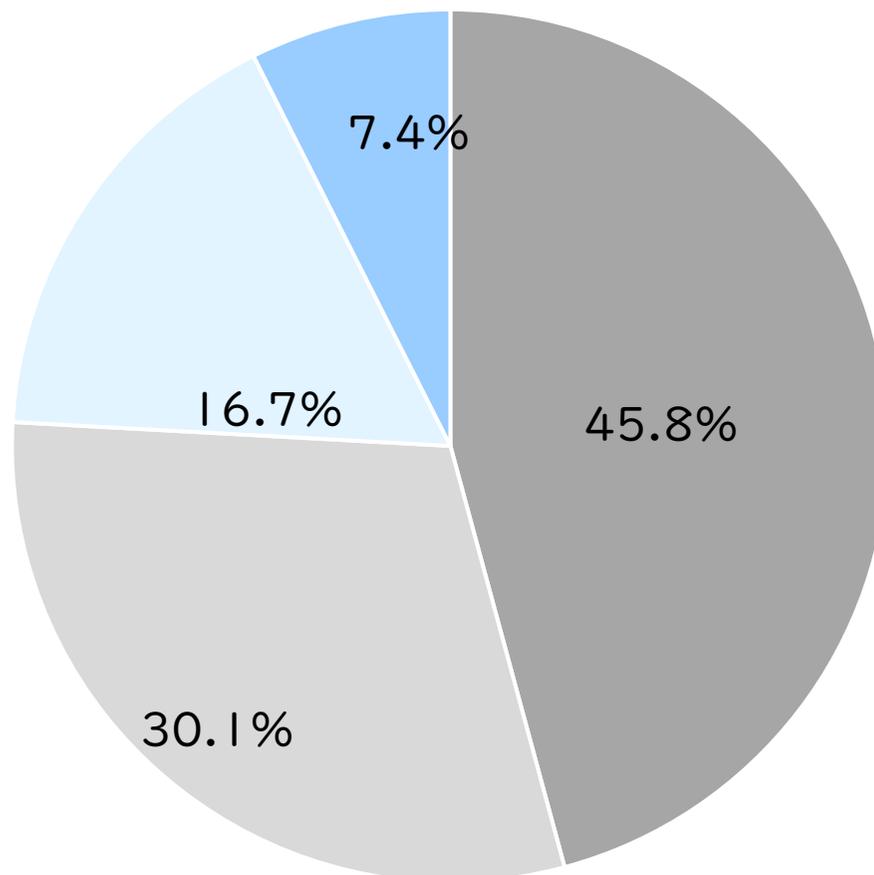
■ 平日休日 ■ 平日のみ ■ 休日のみ ■ 携わりたくない



令和6年度「未来へつなぐ部活動改革アンケート」(東京都教育委員会)

### ③ 教員の部活動の指導や運営の負担感

■ 感じている   ■ やや感じている   ■ あまり感じていない   ■ 感じていない



令和6年度「未来へつなぐ部活動改革アンケート」(東京都教育委員会)

# 4 概要説明 (2) 東京都の現状と取組

## ④ 外部人材の活用：部活動指導員と外部指導者について

### 部活動指導員

#### 会計年度任用職員

- 学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定めた規則等を策定
- 学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前研修等を実施

#### ● 都立学校の部活動指導員

##### 東京都教育委員会が任用

- ・ 時間単価 2,360円
- ・ 交通費有 ※ 公共交通機関
- ・ 期末手当有、有給有、健康診断・災害補償・業績評価の対象

#### ● 区市町村立学校の部活動指導員

##### 区市町村教育委員会が任用

補助対象 国と都道府県と区市町村が1/3ずつ負担

- ・ 時間単価 区市町村で設定 ※国の補助上限1,600円
- ・ 交通費 区市町村で設定 ※補助は車のみ
- ・ 期末手当 区市町村で設定 ※週15.5時間以上

### 外部指導者

#### 有償ボランティア・無償ボランティア

- 適正な事務手続きを行い、校長による管理
- 都立学校においては、外部指導者に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、研修を実施

#### ● 都立学校の外部指導者

##### 校長が委嘱

- ・ 時間単価 4,000円・3,200円・2,500円
- ・ 交通費無・期末手当なし
- ※ 管理運営規則第12条の12  
引率を行う場合 → 保険加入

#### ● 区市町村立学校の外部指導者

##### 校長や学校設置者が委嘱

補助対象 都と区市町村が1/2ずつ負担

- ・ 時間単価 区市町村で設定 ※補助上限は都の基準
- ・ 交通費・期末手当なし

※ 区市町村が企業等に委託し、指導者を配置している地区もある。

## 4 概要説明 (2) 東京都の現状と取組

### ④ 外部人材の活用：部活動指導員と外部指導者について

主な役割(職務)	教員	部活動指導員	外部指導者
●実技指導	○	○	○
●安全・障害予防に関する知識・技能の指導	○	○	○
●事故が発生した場合の現場対応	○	○	○
●用具・施設の点検・管理	○	○	△
●部活動中の事故防止、安全対策	○	○	△
●学校外での活動(大会・練習試合等)の引率	○	○	△
●保護者等への連絡	○	○	
●年間・月間指導計画の作成	○	○	
●生徒指導に係る対応	○	○	
●外部の指導者との連絡・調整	○	○	
●部活動の管理運営(会計管理等)	○	△	
●担任との連絡・調整	○	△	
●地域との連絡・調整	○	△	
●大会主催者との連絡・調整	○	△	
●広報活動	○	△	

※△：配置校の校長や教育委員会が必要と認める事項

# 4 概要説明 (2) 東京都の現状と取組

## ④ 外部人材の活用：部活動指導員と外部指導者について

### 部活動指導員

#### 会計年度任用職員

- 学校設置者は、身分、任用、職務、災害補償、服務等に関する事項等必要な事項を定めた規則等を策定
- 学校設置者及び学校は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、事前研修等を実施

#### ● 都立学校の部活動指導員

##### 東京都教育委員会が任用

- ・ 時間単価 2,360円
- ・ 交通費有 ※ 公共交通機関
- ・ 期末手当有、有給有、健康診断・災害補償・業績評価の対象

#### ● 区市町村立学校の部活動指導員

##### 区市町村教育委員会が任用

補助対象 国と都道府県と区市町村が1/3ずつ負担

- ・ 時間単価 区市町村で設定 ※国の補助上限1,600円
- ・ 交通費 区市町村で設定 ※補助は車のみ
- ・ 期末手当 区市町村で設定 ※週15.5時間以上

### 外部指導者

#### 有償ボランティア・無償ボランティア

- 適正な事務手続きを行い、校長による管理
- 都立学校においては、外部指導者に対し、部活動の位置付けと教育的意義等について、研修を実施

#### ● 都立学校の外部指導者

##### 校長が委嘱

- ・ 時間単価 4,000円・3,200円・2,500円
- ・ 交通費無・期末手当なし
- ※ 管理運営規則第12条の12  
引率を行う場合 → 保険加入

#### ● 区市町村立学校の外部指導者

##### 校長や学校設置者が委嘱

補助対象 都と区市町村が1/2ずつ負担

- ・ 時間単価 区市町村で設定 ※補助上限は都の基準
- ・ 交通費・期末手当なし

※ 区市町村が企業等に委託し、指導者を配置している地区もある。

# 4 概要説明 (2) 東京都の現状と取組

## ⑤ 部活動の地域展開等に関する事業

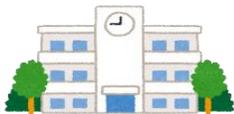
### ◆ 都立中学校等の部活動における地域展開に関する事業

- (1) 地域団体と学校との連携
- (2) 外部委託による教員の負担軽減
- (3) 地域クラブ活動における指導者の質の確保
- (4) 活動場所の確保・施設の管理
- (5) 教員等の兼業・兼職

### 10校70部

バスケットボール、野球、サッカー、バドミントン、卓球、バレーボール、テニス、陸上競技、水泳、剣道、弓道、ラクロス、フラッグフットボール、吹奏楽、合唱、演劇、美術、科学、茶道、カルタ、など

平日  
部活動



休日  
地域クラブ活動



- 平日は、部活動として教員や部活動指導員等が指導
- 休日は、地域クラブ活動**としてTEPROが運営
- 平日と休日の活動に一貫性をもたせて運営
- 学校施設の活用
- コーディネーターを配置

### 教員等の兼業・兼職

※ 指導を希望する教員等は、地域クラブ活動の実施主体であるTEPROから委嘱され、業務に支障のない範囲で、地域クラブ活動の指導者として指導に携わっている。

# 4 概要説明 (2) 東京都の現状と取組

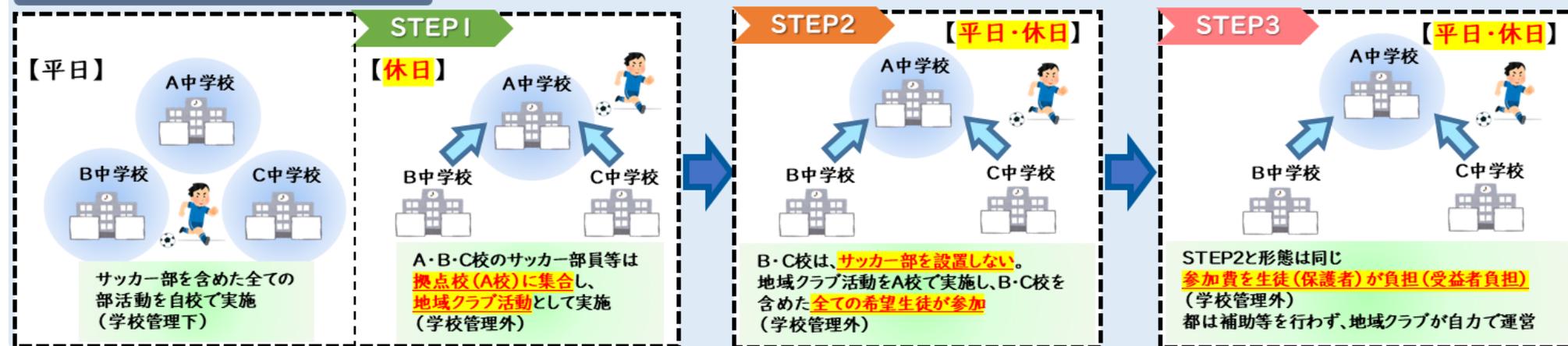
## ⑤ 部活動の地域展開等に関する事業

### ◆ スポーツ団体等と連携した地域クラブ活動の創出

「地域クラブ活動推進地区」を指定し、**地域クラブを設置**

- 受け皿団体の不足が課題となっていることを踏まえ、**受け皿団体の設立のノウハウを蓄積し、各地区への共有を図るため、受け皿(地域クラブ)になり得る団体等への働きかけや協力体制を都として整備**
  - ⇒ **東京都が企業等に委託し、地域クラブの立ち上げや運営等を委託**
- **地域クラブを設置した学校の施設を利用**
  - ⇒ **受益者負担で自走できる仕組みを3年間で構築**

イメージ (サッカー指定地区の場合)



### ◆ 地域展開等に協力できる企業等の実態調査

協力できる**企業等のデータベース**を作成し、**区市町村に情報提供**することで地域移行をサポート

- ⇒ **地域クラブの立ち上げや指導者派遣の可否及び条件、対応可能なエリア等のデータベース化(令和8年2月末予定)**

## 4 概要説明 (2) 東京都の現状と取組

### ⑥ 地域展開に係る都単補助事業

項目	補助対象の内容(経費等の一部補助)
計画の策定	計画を策定するための費用
調査費用	課題把握のための調査費用
総括コーディネーターの研修会開催等	総括コーディネーターの担い手確保や研修会開催に係る経費
コーディネーターの人材育成研修	コーディネーターの研修会開催に係る経費
地域展開に係る説明会開催	地域展開に関する説明会開催に係る経費
実技指導を行う指導者の研修会開催	地域クラブ活動の指導者に対する研修会開催に係る経費
ヘルプデスク設置	地域クラブ関係者が問い合わせる窓口の設置に係る経費
システム開発	地域クラブ活動実施に必要なシステム開発に係る経費
方針策定や体制構築等に係る協議会の開催	方針策定や体制整備等に係る協議会開催に係る経費
コーディネーター等の配置支援	コーディネーター等の配置に係る賃金等に係る経費
運営団体・実施主体の整備充実	地域団体等が活動するために必要となる経費
人材配置等	休日の地域クラブ活動で指導を行う指導者の謝金等

# 4 概要説明 (2) 東京都の現状と取組

## ⑦ 大学等との連携

大学スポーツ協会 (UNIVAS)

日本体育大学、日本女子体育大学、東京女子体育大学、国立音楽大学、武蔵野音楽大学、東京音楽大学

### 【協定における連携協力事項】

- 都教育委員会が実施する地域展開等に係る事業等に関すること。
- 大学を活用した地域クラブ活動についての検討に関すること。

#### 東京都教育委員会

- 都教育委員会における部活動の地域展開等に関する事業
  - ・ 部活動改革シンポジウムでの個別説明会
  - ・ 都立中学校等における地域展開の事業における地域クラブ活動指導補佐として配置
- 大学連絡会を開催予定



#### UNIVAS

- 各大学との連絡・調整
- 専門的な知識を有する指導者の確保

#### 各大学の取組事例

- 地域クラブ活動の創出
- 学生を派遣するスキームを構築

### ⑦ 大学等との連携 【取組事例】

#### 【日本体育大学】

- 一般社団法人NITTAICLUBの設立  
⇒ 地域スポーツ指導者養成及びコーディネータ養成事業
- 日本体育大学の同窓会(同窓生)の協力

#### 【東京女子体育大学】

- 一般社団法人TWCPEスポーツアカデミーの設立  
⇒ 部活動の地域展開事業としてのアカデミッククラブ事業・指導者育成事業等
- 部活動マネジメント演習や学校体験学習において学生が指導体験

#### 【武蔵野音楽大学】

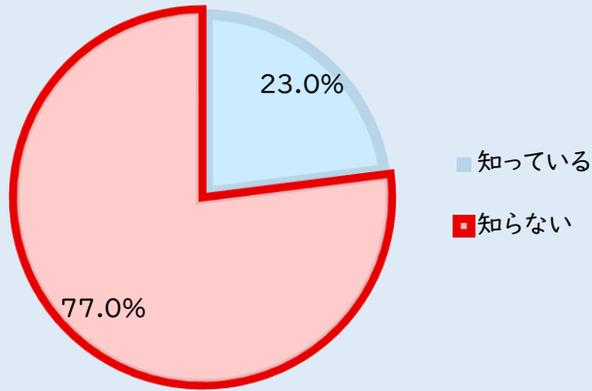
- 吹奏楽、合唱等の指導者紹介(学生・教員)
- 公開講座、演奏会開催
- 中学生を対象としたステップアップレッスン

# 4 概要説明 (2) 東京都の現状と取組

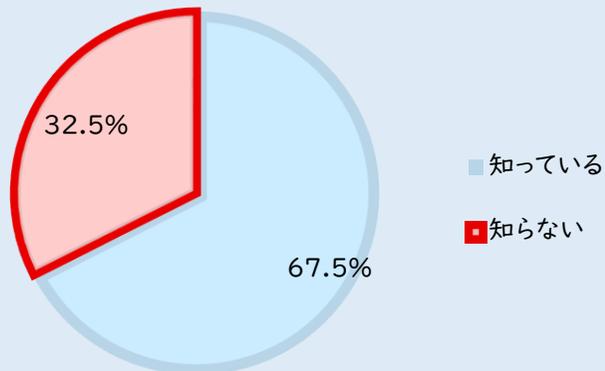
## ⑧ 部活動改革に関する動画

### 地域展開等の認知度

#### ○ 生徒



#### ○ 保護者



## 「見てみよう 部活動改革」



専門の指導者がいる



選択肢の幅が広がる



新しい仲間が増える

令和7年10月10日（金）から動画公開！！

30秒Ver. <https://youtu.be/nL7JEUBIqZM>

3分Ver. <https://youtu.be/fLh5oXFYQro>

30ver.



3ver.



1 東京都教育委員会挨拶

2 趣旨説明

3 委員紹介

4 概要説明

(1) 国の動向について

(2) 東京都の現状と取組

**5** 協議

6 連絡

### テーマ

# 「中学校におけるこれからの部活動の在り方について」

- (1) 改革推進期間の部活動改革の取組等について
- (2) 部活動の教育的意義と課題の再考
- (3) 東京都の中学校におけるこれからの部活動の在り方について

# 5 協議

## 【論点】

### 【今後の取組等】

① これまでの部活動の地域展開等の取組の状況を踏まえて、都教育委員会として、今後は、どのような対応を進めることが適切か。

### 【地域での対応の在り方】

② 部活動を地域展開等により実施していく場合に、場所や人材のほか、財源を含めた受け皿としての仕組みに係る課題をどう考えるべきか。

### 【部活動の意義】

③ 現状を踏まえた上で、これからの部活動に係る教育面などの意義を、どう考えていくべきか。

### 【改革の進め方】

④ 国の「改革実行期間」の中で着実な取組を進めることが、どの程度まで可能となり、そのための都教育委員会としてのサポートを、どう行うべきか。

### 【生徒等の意向】

⑤ 部活動に係る生徒や保護者等の考え方を踏まえ、今後の地域展開等をどのようなものとするのが適切か。

### 【拠点化の動き】

⑥ 部活動の拠点化の動きが出ている中で、どのような地域展開等を進めていくことが適切か。

### 【働き方改革との関係】

⑦ 中学校の教員には、部活動の指導に携わりたいとの意向がある中で、現場の「働き方改革」との関係性をどのように捉えるべきか。

### 【地域クラブとの連携】

⑧ 地域クラブとの連携等を効果的に進める方法、エリアの実情に応じた受け皿をどのように作り上げる  
ことがよいのか。

1 東京都教育委員会挨拶

2 趣旨説明

3 委員紹介

4 概要説明

(1) 国の動向について

(2) 東京都の現状と取組

5 協議

**6** 連絡

# 第1回 中学校における これからの部活動の在り方を考える有識者会議

次回は、令和7年12月中旬